

I 条例の制定にあたって

1 条例制定の背景と趣旨

子どもの人権という言葉で表されていますが、やはり、すべての子どもが社会の一員として、尊重され、幸せに成長・発達する権利を持っていることを明示して頂きたいと思います。なぜかという、大人は、大人とは違う子どもを特別な保護をする必要性があり、子どもは大人の深い愛情と理解、豊かな環境で育つからです。

子どもの権利について、市民がわからないというのであれば、始めに子どもの権利について、説明を書き加えればよいのではないのでしょうか。

(子どもの権利の4つの柱・・生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利) ユニセフより

以上のことから、次のように考えました。

4行目 こうしたなか、子ども一人ひとりの人権が尊重され
が

6行目 希望をもって成長していくことができる権利を持っている。子どもの権利が守られる社会の実現を目指すとともに・・・・

2 条例の基本理念

(1) 人権の尊重

子どもの権利

すべての子どもは、生まれた時から人権を有し、

幸せに生きる権利

(2) 5行目 育成

保障

4 子育てに関する社会の各主体の役割と連携

学校、家庭、地域社会が連携して、子どもの権利の保障に努める。

5 条例の基本理念に基づく重要な役割

(2) 子どもの健全育成の推進

家庭、学校、地域において、すべての子どもがその存在を認められ、発達段階に応じて、幸せに生きて
一人の人間として尊重され

いくことを保障し、健全に育成されることが必要である。

(3) 子どもに関する相談体制の充実

確立

3行目 相談機関

相談および救済機関

相談にとどまらず、救済までということが話し合いで随分出されていました。

(5) 子どもの社会参加の促進

保障

2行目 必要に応じて、子どもの声を聞き、受け止める機会を確保することが必要である。

子どもが意見を表明し、参加する機会を保障する